

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 5 年 1 1 月 1 7 日 (金) 午前 1 1 時 0 6 分～午前 1 1 時 5 0 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎阿比留義顯 ○田中 晋 岡田 智佳 後藤浩一郎 小松 幸子 林 紗絵子 福元 愛 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 伊藤 誠 内田 博紀 小川 学 鈴木 清丞 永山 智仁 若狭 朋広 渡邊 晋宏 渡辺 裕二
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (加藤 雅美)

○

午前 11 時 6 分開会

○委員長 それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より御挨拶があります。

○議長 本日は、お忙しい中、令和 5 年第 4 回定例会の日程協議等のためお集まりいただき、ありがとうございます。今定例会も皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願いを申し上げます。

さて、前定例会においては、新たな取組といたしまして決算議案を常任委員会に分割付託いたしました。先日は、各会派から多くの御意見を頂戴いたしました。お忙しい中、ありがとうございました。

また、議会だよりの在り方についても今後御協議いただくこととなり、感謝申し上げます。引き続き皆様の御意見を頂戴しながら、よりよい議会運営に努めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

今定例会の会期につきましては、資料 1、(1)にお示ししてございます。前回の議会運営委員会においてお決めいただいたとおり、11月24日から12月13日までの20日間となりますので、よろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、御挨拶といたします。ありがとうございます。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

まず、会期日程について議長からお話がありましたとおり、11月24日から12月13日までの20日間となりますので、御了承願います。

次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料 1、(2)でございます。付託につきましては、表の右側に記載のとおり各委員会となります。なお、議案第 8 号と第 9 号、訴えの提起につきましては、それぞれ市営住宅の明渡し等の請求、また診療報酬及び高額療養費の不当利得返還金の請求に関するものですので、どちらも財政部債権管理課が所管するため、総務市民委員会へ付託をいたします。

また、議案第 12 号、令和 5 年度柏市介護保険事業特別会計補正予算及び議案第 14 号、令和 5 年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算につきましては、いずれも人件費増額に関する補正のみであるため、総務市民委員会に付託となります。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知お願います。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。追加議案の取扱いについて事務局より説明願います。

○議事課長 資料 1、(3)でございます。追加議案につきましては、①から③の

給与条例の一部改正関係議案として3件、④の柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定、⑤の補正予算について、また人事案件として⑥、固定資産評価審査委員会委員の選任1件の計6件が予定されてございます。

提出時期と取扱いについてでございますが、まず①から③の給与条例の一部改正関係議案につきましては、今定例会での議案上程を見込み、会派別説明会では当初議案同様説明がなされたところでございます。したがって、本3件につきましての質疑は、質疑並びに一般質問において他の当初議案同様に行っていただきますようお願いをいたします。

取扱いについてでございますが、提出された日の日程にのせ、議題といたしますが、質疑並びに一般質問の最終日までに提出された場合は、その日の日程にのせ、提案説明を省略し、総務市民委員会に付託を行い、以下当初議案と同様の扱いとなります。

また、定例会最終日に提出された場合は、その日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行いまして、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。なお、この場合の議案質疑につきましては、質疑並びに一般質問の補充質疑となりますので、よろしくお願いたします。

次に、④の手数料条例の一部改正と⑤の補正予算についてでございますが、質疑並びに一般質問の最終日までに提出された場合はその日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、質疑が終結した後、委員会に付託となり、以下当初議案と同様の扱いとなります。

また、定例会最終日に提出された場合は、その日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。

⑥の人事案件につきましては、提出された日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行いまして、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。以上でございます。

○委員長 ここで副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

どうぞ。

○副市長 副市長の加藤でございます。貴重なお時間を頂戴し、ありがとうございます。

追加議案につきましては、議事課長から説明のありましたとおり、条例改正4件、補正予算1件、人事案件1件の計6件が予定されてございます。

なお、条例改正4件及び補正予算1件の議案提出の時期についてでございますが、国の法律等の改正や予算措置を踏まえた対応となることから、現時点では提出日ははっきりと申し上げることができない状況でございます。決まり次第、御報告させていただきます。

また、この追加で提出を予定しております議案と関連いたしまして、議員の皆様への報酬月額改定についてですが、柏市特別報酬等審議会にお諮りしたところ、改定については継続審議とされたところでございます。議案の提出は、次回以降の機

会となりますことを申し添えさせていただきます。御理解のほど、よろしく願い申し上げます。

あわせまして、人事案件といたしまして予定しております固定資産評価審査委員会委員1名の議案につきましては、12月7日木曜日のお昼休み、12時半から13時までの間に各会派の控室に伺わせていただき、御説明させていただきたいと考えております。予定させていただきますよう、よろしく願い申し上げます。私からは以上でございます。よろしく願いします。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

---

○委員長 次に、人事院勧告等に関する市議会の対応についてを議題といたします。議長より説明願います。

○議長 資料2でございます。人事院勧告に伴う給与改定でございます。期末手当についてでございますが、今回特別職の期末手当0.1か月の引上げを行う議案が提出される見込みであります。よって、特別職に倣い、議員の期末手当につきましても0.1か月分の引上げを行う議案を提出するかどうかの御協議をお願いいたします。

協議の結果、引上げの議案を提出することに賛成多数が見込まれる場合は、特別職の議案に組み込み、市長提出議案として提出いただくこととなります。また、全会一致となりましたら、議会運営委員会提出議案として提出するのが先例となっております。

一方で、特別職報酬等審議会の答申では、市長などの特別職についてはそれぞれ引上げが答申されましたが、先ほど副市長から説明がありましたとおり、議員分については継続審議となりました。以上です。

○委員長 では、人事院勧告に関する市議会の対応について、議案を提出するかどうか、各会派の御意見を伺いたいと思います。

まず、柏清風さん。

○後藤 議案提出でお願いします。

○委員長 公明党さん。

○小松 公明党、まだ調べておりません。

○委員長 調べていないというのは、どういうふうに解釈すればいいですかね。

○田中 一応、ちょっと三角。

○委員長 三角、保留。後日分かるということですか。

これいつまでに分かればいいですか。

○議事課長 すみません、ちょっと早急にお願いできればと思います。

○委員長 その場合は、また議運を開かなきゃいけない。

○議事課長 その場合はちょっと先例によりまして、賛成多数と見込まれる場合には市長のほうに提出を依頼するような形を取らせていただきまして……はい。

○委員長 分かりました。では、ちょっと保留。

○議事課長 ちょっとまた調整をさせていただきます。

- 委員長 日本共産党さん、お願いします。
- 渡部 特別職に関しては、値上げには私ども賛同できないという立場なので、議運の提出ではなく、市長提出議案として求めたいと思います。
- 委員長 この議員の報酬の値上げ、議員の期末手当の0.1か月分の上げることについて日本共産党さんの意見をお願いします。議員の分です。
- 渡部 賛成の立場ではありません。
- 委員長 ありません。では、バツですね。  
みらい民主かしわさん。
- 岡田 私どもも提出しないということで。
- 委員長 バツ。  
市民サイドさん。
- 林 私どももバツで。
- 委員長 分かりました。
- 議事課長 そうしましたら、今の状況ですと、公明党さんがもしマルということであれば市長のほうに組み込めるのですが、バツということであれば組み込まず、提出しないという形になると思います。
- 委員長 ということですので、公明党さんの意思がはっきりしたところで公明党さんからは事務局のほうに報告していただいて、それを議運の委員長、副委員長と議長、副議長に報告をお願いします。それで、どうするかはまた各会派に連絡をさせていただきますので、御承知おきください。

---

○委員長 次に、遅参、中座、早退についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料3でございます。こちらは、10月20日の議会運営委員会で各会派で御協議をお願いしていたものとなり、各会派で御協議いただきました結果をまとめさせていただきました資料となります。御説明をさせていただきます。

遅参につきましては、報告の必要性につきましては、全会派ともにありという結果となりました。議長、委員長への報告方法につきましても、全会派ともに届出様式を使わず、ラインワークスや口頭での報告のみということになってございます。

報告後の取扱いについては、こちらは分かれておりまして、柏清風さん、日本共産党さん、市民サイドさんにつきましては議長、委員長への報告のみ、公明党さん、みらい民主かしわさんは議長、委員長へ報告後、開会前に報告するというふうな状況になってございます。

続きまして、中座についてでございます。こちらについては、ちょっと報告の必要性分かれておりまして、柏清風さん、公明党さん、みらい民主かしわさん、市民サイドさんは、報告はありということで結果をいただいております。日本共産党さんにつきましては、なしというふうになってございます。

報告の必要があるという会派につきまして、議長、委員長への報告の方法につき

ましては、全会派ともに届出様式を行わず、ラインワークス、口頭等の報告のみと  
なっております。

報告を要する中座時間につきましては、柏清風さん、公明党さん、みらい民主か  
しわさんは約1時間以上、市民サイドさんにつきましてはその他ということで、手  
洗い等の短時間の中座を除くほかのものにつきましては報告が必要というふうに御  
回答いただきました。

報告後の取扱いにつきましては、柏清風さん、市民サイドさんは議長、委員長への  
報告のみ、公明党さん、みらい民主かしわさんにつきましては議長、委員長へ報告  
後、開会前に報告というふうに御回答いただいております。

最後に、早退についてでございます。こちらにつきましては、報告の必要性は全  
会派ともにありというふうに回答いただきました。議長、委員長への報告方法も全  
会派ともに届出様式を使わず、ラインワークス、口頭等での報告のみというふう  
になっております。報告後の取扱いにつきましては、こちら分かれておまして、  
柏清風さん、公明党さん、日本共産党さん、市民サイドさんは議長、委員会への報  
告のみ、みらい民主かしわさんは議長、委員会へ報告後、開会前に報告というふう  
になっております。

また、遅参、中座、早退全てにおきまして、市民サイドさんから報告のタイミン  
グにつきましては、基本的には事前報告、体調不良や事故、急用など事後報告になら  
ざるを得ない場合は速やかに連絡という意見が付してございました。事務局からは  
以上でございます。

○委員長　ここで議長から発言を求められております。

○議長　遅参、中座、早退につきまして、御回答いただきましてありがとうございます。  
いただいた御意見勘案いたしまして、私といたしましては、いずれの場合  
も届出様式を使用せず、ラインワークスや口頭で議長、委員長へ報告していただき  
たいと考えております。

また、報告後の取扱いについては、いずれの場合も議長、委員長への報告のみと  
し、開会前の報告は必要なし、中座の時間については約1時間以上を目途に報告を  
していただければと考えております。以上です。

○委員長　ただいま議長からお話ございましたが、今の議長案について各会派の  
御意見はいかがでしょう。

柏清風さん、お願いします。

○後藤　うちは、議長が今お示しいただいた案のとおり会派でまとまっております  
ので、異議ありません。

○委員長　公明党さん。

○小松　うちも異議ありません。

○委員長　日本共産党さん、どうでしょう。

○渡部　基本的に賛同します。それで、中座の場合もやっぱり時間をきちんと1時  
間で区切るとかいうおおむねというのであれば、大体、例えばトイレに行くとか、

そういう場合の中座ってそんなに長くはならないと思います。ただ、本当に体調を崩した場合もありますので、そのときはやはりもうちょっと長い時間になる可能性もあるので、そこはおおむねということでしたら賛同します。

○委員長 議長も約1時間とおっしゃっていただきましたので、それでお願いします。

みらい民主かしわさん。

○岡田 よろしいと思います。

○委員長 市民サイドさん。

○林 大丈夫です。

○委員長 それでは、先ほど議長から御提案のありました内容、いずれの場合も議長、委員長への報告のみとして、開会前の各議長、委員長からの報告はないと。中座の時間についても約1時間以上を目途として報告をしてくださいということですので、皆さん御承知おき願います。

---

○委員長 次に、議場での資料掲示についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料4でございます。10月2日の議会運営委員会におきまして、資料掲示のルールについて、議会運営委員会における検討、協議をお願いしたところでございますが、今定例会より議員の皆様にご協力いただきたい点がございます。

(1)、概要を御覧ください。現在資料掲示をされる際に御提出をいただいておりますプロジェクター等使用申請書の提出期限を、現状質問日の前日の正午とさせていただいておりますが、1日前倒しをさせていただきまして、質問日の前々日の正午までとさせていただきたいと考えております。

その理由といたしましては、(2)に記載のとおり、現在質問される議員から申請書の提出が議長にあった際、資料掲示の基準に沿って事前確認をしておるところでございますが、新聞、書籍等の著作物を掲示資料として使用したいとの要望に対し、確認に時間がかかってしまっているのが現状でございます。今回、まずは提出期限を1日早めていただくことに御協力をいただきまして、その結果を見て、改めて提出期限も含めたルールについて整理していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長 ただいまの事務局からの説明ですが、よろしいでしょうか。

あくまでもこれは試行ということですのでよろしいですね。

○議事課長 はい。

○委員長 試行ということで行きたいと思っております。

どうぞ、日本共産党さん。

○渡部 これは、つまり12月議会からこのように試行するという事なんでしょうか。資料の提出って結構大変なんですね。どちらかというと、確認を取るというよりも自分がグラフなんかを作るときになかなか手間取って時間がかかってしまう。ですから、例えば確認を取らなければならないものについては、それに時間が取ら

れるというのは分かるんですけども、自分が作るときにそれを修正をしたり、例えばもしかしたらその数字の間違いがあってという、いわゆるほかに取る必要がない、自分が作成するものについて、何かそのところを、仮にそういう場合は一部分というか若干の修正があることを配慮してくれるというか、そこをちょっと柔軟に対応して、もしいただければ……この理由は分かります、前日厳しいというのは。だから、自分が作るものについては、例えば完成品でなくても若干色が違ふとかいろいろなことは生じるということで、それが前日だったらそれはいいとか、何かそこを柔軟にしてもらえないのかなというふうにちょっと思います。質問が早くなったときに、かなり資料を作成するのに時間がかかるのです、慣れていないもので。という辺りはどうでしょうか。

○委員長 趣旨は重々理解できました。もともとこの発想が確認をするのに時間がかかるということですので、そういうところは十分考慮できる範囲ですし、まず今回は試してやってみようということですので、そういうことを事務局とうまく調整しながら進めていければいいなと思っております。

それで、事務局よろしいですね。

○議事課長 もし前日とか急に変わる場合は、最終的なものを必ず頂けるということであれば、柔軟に対応させていただきます。

○委員長 もともとの趣旨が、事務局が新聞等の著作権の確認ということですので、その趣旨も十分踏まえながらお試しでやっていくということですので、御協力よろしくお願いいたします。

---

○委員長 次に、決算議案の審査方法についてを議題といたします。

令和5年第3回定例会の後、各会派から決算審査に係る意見を御提出いただいたところですので、御協力ありがとうございました。

それでは、内容について各会派から説明をお願いします。

柏清風さん、お願いします。

○後藤 こちらに書いてあるとおりですが、読みましょうか。

審査の時間が短縮されてスムーズな審査を行うことができました。また、全議員が特別委員会でないということで、分割付託ということで全議員が決算審査に関わることができてよかったと。改善点としては、質問に執行部がしっかりと答弁できるよう、事前通告制にできるとよいという意見がありました。

また、当初予算に反映できるよう、各委員会の決算審査報告をより具体的なものも織り込めるようになるとよいということでもあります。以上です。

○委員長 公明党さん、お願いします。

○小松 当初の目的であった次年度の予算案への反映に間に合わせるることについては達成することができ、決算審査が今まで以上に意義のあるものになったと考えております。委員会審査の中で、執行部が答弁に時間を要する点というのがやはり目立ったと。この点については何らかの改善策が必要であるというふうに考えており



ます。以上です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 次年度の予算に反映という点での時間的なことはよかったと思いますが、これまでの決算審査と比較をすると、やっぱり十分にできたのかなということ、自らの反省も含めていろいろ課題が多かったんじゃないかなと思います。それで、先ほども執行部の答弁の時間云々とありました。今までですと、事前に聞き取りがあったり、資料請求もするわけです。資料請求をすれば、議員がどういうところに注目して、何を決算で審査しようとしているということがあらかじめ執行部にも伝わるとと思います。今回その資料請求にも、実は十分に時間が取れませんでした。試行的ということで、なかなか自分の一般質問のほうに時間が取られてしまって、十分に時間が割けなかった。それは、準備の段階での議員のやり方の課題ということもあると思いますけども、やはり仕組みとして全員がその決算審査に十分に時間をかけて臨むには、資料請求でのルールですとか、私なんか事前に執行部のほうに行ってやり取りはしていましたけれども、素朴にどうしてこの数字がすぐ出ないのかなと思うと、膨大な資料を持っていて、例えばパソコンの中に入っている、その数字にたどり着くのに物すごく時間がかかった。本来だったらすぐに答えられるような数字で戸惑っていたというのが、やはり執行部側に問題があるように、市民から見て映ってしまうのではないかというのが、前の議運のときも言いましたけども、何らかのやはり資料請求なり、その時間をどういうふうにつくり上げるかということとかで、全体としてもう一度、十分な決算審査をやるためのルールとか仕組みとかいうのは課題が多かったなというふうに思っています。

○委員長 市民サイドさん、お願いします。

○林 こちらに書いてありますように、無所属議員も審査に参加できること、議員一人一人の負担が軽くなることの2点の理由から決算審査を常任委員会へ付託したことについては賛成いたします。ただ、共産党さんがおっしゃるように、日程が大分厳しいなと思いました。一般質問から委員会までに時間的な余裕がなかったこと、決算審査の準備が十分に私たちもできない、去年に比べてちょっと薄くなってしまった部分があるという反省があります。委員会の長時間化で職員に残業をさせてしまった委員会も出ました。なので、決算審査はほかの議案と分けて、別日の委員会で実施すべきと考えています。同様に、これは決算ではないですけど、予算についてもほかの議案と分けて、別の委員会で審査すべきではないかなと、毎年3月も長時間になりますので、思います。

資料の要求については、昨年と同じだけの審査をやろうとして、同じ量の資料要求をいつもの一般質問と同じやり方で資料要求をしてみたところ、紙が物すごく多くなりましたし、やはり決算特別委員会、昨年やったのと同じように別の様式での資料要求が、事前にしたほうが私たちもやりやすいですし、執行部のほうもどのような質問がされるのか事前に予測できていいのではないかなと思います。

討論については、決算関連の討論、今回私5分、かなりぎりぎりになりましたの

で、10分までにしていただきたいなと思っております。

意見要望の提出についてなんですけれど、今回は試行的ということで少数会派、その常任委員会に委員がいるところにしか意見が出せない形になっていたんですけど、委員のいない常任委員会の所管事務について、私たち会派から意見がないわけではないので、意見提出は各会派からも無所属議員からも同様に全委員会に提出できるようにしていただきたいなと思っております。以上です。

○委員長 みらい民主かしわさんは、意見は出ていなかったみたいですが、どうぞ。

○岡田 口頭ですみませんが、既に皆さんの意見ということ出ておりますけれども、決算審査委員会付託ということ自体は、結論から言うといいかなということですが、このまま続けて。これも既に話出てきましたけれども、次年度予算に間に合わせるということと無所属議員への配慮というか、その対応ということで、目的達成できているのかと思います。ただ、やっぱり時間的なスケジュール的なところが非常にタイトだったというのはうちの会派でも意見が出されているので、ここは見直しが必要かと思います。

それから、やっぱり答弁が、きちんとやり取りが今までの決算審査特別委員会とは違ってできていないというところの一つ問題があると思うので、ここもやはり検討するという、この2点はしっかり検討していったほうがいいと思います。以上です。

○委員長 ただいま各会派から御意見、御説明をいただきましたが、決算議案を各常任委員会に分割付託するという点については、ほとんどが賛成で否定的な意見は見られませんでした。来年度以降の運用について、詳細については今後またいろいろ意見を踏まえて引き続き協議していきたいと考えますが、来年度以降も分割付託するという点で皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、分割付託ということは決定ということをお願いいたします。その後の各会派がどういうふうな意見を持って、どんなふうにやっていくかというのはまた改めて協議をさせていただきたいと思っております。

---

○委員長 次に、議会だよりについてを議題といたします。

ここで議長から発言を求められております。

議長、お願いします。

○議長 10月20日の議会運営委員会におきまして、今後の議会だよりについては発行する目的を研修や視察などを行いながら、共通認識として持った上で議論を重ね、議会広報の手段としての議会だよりの形を決めていくことと決定したところでございます。

これを受けまして、議会だよりの見直しを進めるに当たり、全国的な議会広報の課題や特徴的な取組、伝わる議会広報とは何か等につきまして共通認識を図るため、専門家による研修会を私主催で実施したいと考えております。

詳細につきましては、事務局より説明させます。

○委員長 どうぞ。

○議事課長 資料6でございます。研修会の開催日時につきましては、資料に記載のとおり、来年2月6日火曜日10時からとさせていただきます。

お招きする講師の佐久間氏につきまして簡単に御説明をいたしますと、元自治体職員で広報業務に長年携われ、全国広報コンクールで内閣総理大臣賞を受賞された経歴をお持ちでございます。近隣市でも、自治体広報アドバイザーとして御活躍をされております。柏市におきましても、今年度柏市広報アドバイザーとして広報かしわの編集にアドバイザーとして携わっていただいているほか、全庁的な取組といたしまして、情報発信に関する研修会や各種情報媒体のデザインなどの相談を柏市全体として請け負っていただいているところでございます。

なお、こちらの研修会につきましては、正副議長、議会運営委員会委員、議会広報委員会委員の皆様には御参加をいただき、その他の議員の皆様にもできる限り御参加いただくように周知をさせていただく予定でございます。以上でございます。

○委員長 ただいま議長、事務局からの説明のとおり、委員の皆様におかれましては御参加いただきますようお願いいたします。詳細については、後日事務局よりお知らせいたします。

また、議会広報委員会委員及びその他の議員につきましては、事務局より周知をお願いいたします。

---

○委員長 次に、議員控室についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 議員控室について御説明いたします。10月の議会運営委員会で、無所属の会と無所属議員の控室について、両者で話し合ってくださいました。しかし、どうしても合意することはできないということで、議会運営委員会で決めてほしい旨、両者から申入れがございました。以上でございます。

○委員長 では、このまま控室が決まらないということでは困りますので、各会派の御意見を伺います。

具体的には、控室2に無所属の会が入る案1と無所属の会と無所属議員の2人が控室3に入る案2のうち、どちらの案がいいかということでございます。

柏清風さん、いかがでしょう。

○後藤 案1と案2ですね。議員控室の配置案については、案1がよろしいかと思えます。

○委員長 公明党さん、どうでしょう。

○小松 うちも同様、案1がいいと思います。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 そもそもこの議運のメンバーでない議員の控室をここが強制的にこう決めるものなのかなというところに、まず疑問を持っているんです。原則的にはやはり

きちんと話し合いを持ってもらって決めていただくのが、それは大原則だと思います。それで、なかなか決まらないから議運に決めてほしいというのが、この6人の総意なのかどうかというのは、私は確認していないから分からないんですけども、全員がもうこれ以上全体で話し合っても決まらないから、何とかもう議運で決めてほしいということを6人全員が望んでいることなのかどうかというのは、ちょっと確認したいと思います。仮に何回も話し合う時間がもし持てていなかったら、やはり引き続き話し合ってもらって決めていただくというのが一番いいことで、議運が強制的にこっちだというふうに決めていいのかなというところはやはり疑問は持っています。ですので、ちょっと今はどちらとも言えません。

○委員長 その件につきましては、前回の議運で無所属の4名の方から提案があって、委員長としては無所属の会さんの意見がまだ来ていなかったもので、うちで決めるわけにはいかないということで、差戻しでもう一回皆さんで考えてくださいということで差し戻させていただいて、その結果が今日両者で話し合ってくださいでしたが、どうしても合意することができないので、議運で決めてほしいというふうに申出があったということですので、これは6名全員の総意ということで理解してよろしいですね。

○庶務課長 6人全員の総意、無所属の会さんは小川代表にお聞きしました。無所属の会として議運で決めてほしいということでございます。以上でございます。

○委員長 ということですので、無所属の会の代表と無所属の4人の人は議運で決めてほしいということですので、もう議運で決めるしかないというふうに理解しております。

○後藤 渡部さん、公明党さんも多分そうだと思いますけど、今までの経緯、我々も把握しながら、こちらに控室の位置について議運で決めてほしいというボールが返ってきたという認識を踏まえて、我々は今案1がいいんじゃないかというふうに発言していますので、それは一応言っておきます。経過も知らずに我々が言っているということじゃないです。

○委員長 みらい民主かしわさん、いかがでしょう。

○岡田 私もここで私たちが決めることかなってちょっと疑問に思っているのと、あとはそれぞれの方たちがどういう意見なのかかって私は分からないので、決めようがないというのが、正直そんなところです。

○委員長 市民サイドさん、いかがですか。

○林 私どももここで話し合うような話ではないという認識なんですけれど、一般的には案1かなと思っております。

○委員長 どうぞ。

○山田 やっぱり全体の議会運営に支障がないように、落ち着いてもらったほうがいいんじゃないですか。確認をされたということで。

○委員長 どうぞ。

○渡部 ちょっとどうしても分からないのが、例えば無所属の会の代表の小川議員

も決めてほしい、決めてもらっていいって、それだったら議運で決めなくって、じゃ例えば議運では案1が望ましいと思っている、それは決定じゃなくて望ましいと思っているという意見になりましたが、もう一度どうですか、小川議員それでよろしいですかというのが筋ではないかなと思うんですね。ここが決定ではなくて、だからもし意見あればいただいて、だから何か議運が決めたという形を取るのか、議運の総意、大方こうだったけれども、もう一度どうですかこれで。例えば無所属の会の小川議員が案1で、じゃいいですよってなればそれで済む話ではないかなと思うんですよ。だから、それが決まらないということは、何か決まらない何かの理由があるわけでしょう。それがよく分からないんですよ。どうでしょう、意見聞いてみては。

○委員長 議会運営委員会の委員長としましては、ここで決めることではないということは重々承知しておりますが、じゃ無所属の会の代表の意見さえ聞けばいいかというもまたそれも違って、無所属それぞれの人の意見も聞かなければいけないので、今私たちのところに上がってきているボールは、その双方で決まらないから議運で決めてくれというので、ここで決めようとしているわけですので、その決めてくれというのでなければ、別にここで決める必要さらさらないので、私どもとしては議運で決めてくれと双方から言われている限りにおいては、もうここで決めて決着させてあげたほうが、むしろもめごとが少ないのかなというふうに理解をしております。

したがいまして、議運としては1の案が多いようですので、これで決定ということにしたいと思っておりますが、いかがでしょう。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、案1といたします。

---

○委員長 次に、議席についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料8でございます。議席につきましては、会派の異動等による理由から関係する議員さん同士で御協議をいただいておりますところですが、現時点では資料のとおりとなります。

なお、議席に変更のあった議員さんは、4番、小川学議員、6番、伊藤議員、8番、小川百合子議員、9番、渡邊晋宏議員となります。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知お願います。

---

○委員長 次に、執行部への住所の提供についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 執行部への住所の提供について御説明いたします。

執行部から議員さんへ各種書類等を郵送する場合、現在公表されている住所へ郵送することになりますが、住所が一部非公開としている方や公表している住所以外

への郵送を御希望される場合などがあり、郵送物が適時届かないことがございます。つきましては、執行部用に郵送先の住所一覧を作成し、周知したいと考えております。以上でございます。

○委員長 このような問題が出ていることらしいのですが、住所については一部非公表としている方、郵送先を公表している住所以外を希望する方もいるため、執行部から郵送物が適時届かない場合があるということです。執行部への郵送先の住所一覧を作成し、周知してはどうかということですが、いかがでしょうか。

○渡部 事務局からいろいろ通知来ます。それは、完全に届いているわけですよ。そうしたら、要するにその住所を執行部側にお知らせしますよという理解でよろしいのでしょうか。郵便物届かないって、普通あまりあり得ないなと思うし、特に事務局からのいろんな通知は届いている。それを要するに執行部側に伝えて、執行部側から何か郵送が必要なときはその住所に届けてくださいという、そういう意味での一覧という理解でよろしいでしょうか。

○委員長 私らが理解しているのは、通常いるところと違う、例えば事務所の住所を届けているような人が事務所に郵送しても毎日見に行っていないので、適宜こういうやつはちゃんとこっちに送ってよと言う人がいると。なので、そういう議員の届けてほしい住所一覧表を作りたいということです。それを作っていいかということです。別にも作ってもいいし、作らなければ今の住所に送って手間がかかるので、個別にまた文句がある人だけ事務局と調整するということになろうと思うんですが、それも面倒なので、公表しないけれども、執行部側が把握しておきたい住所ということで一覧表を作っていいですかということです。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 どうぞ。

○林 もちろんその住所の一覧表を作っていただきたいのと、併せて公表している電話番号と別に職員が連絡しやすい電話番号も職員に通知してほしいんです。というのは、私たびたび事務所に職員さんから電話かかってきて、職員さんから電話かかってきたら、私の携帯番号を伝えてくださいというひと手間があるんです。なので、直接私の電話番号を職員さんには知っててもらいたいけれど、公表はしたくないと思っています。

○委員長 それも対応できますよね。

○庶務課長 対応させていただきます。

○委員長 じゃ、本当に公表はしないけれども、執行部と議員の連絡を密にするための表をちょっと作らせていただくということで御承知おきください。

---

○委員長 ここで議長から発言を求められております。

議長、どうぞ。

○議長 本日も様々な議題について御協議いただきありがとうございました。24日から12月定例会が始まりますが、改めて御確認をいただきたいことがございます。

10月20日の議会運営委員会の後の話題となりましたが、さきの報道等を受けまして、市民から誤解を受けることのないよう、姿勢等を含めましてぜひ御注意いただきたく、このように思います。日頃より十分注意されているところかとは存じますが、何とぞ御協力お願いできればと、このように思います。

先ほど遅参、中座、早退の届出について御協議いただいたところでございますが、もし体調等が優れない、あるいは薬等を服用していてやむを得ない場合などもあるかと存じます。その際は、一時離席していただいて、体調の回復に努めていただくということも結構かと思えます。誤解されるような行動があった場合周りの方々とお声がけをし合う、あるいは中座の際、一言隣の方にお伝えいただくなどの対策をしながら、議会全体で御対応いただければと考えますので、何とぞ御協力をよろしくお願いいたします。

---

○委員長　ここで、事務局から報告があります。

○庶務課長　それでは、会派控室への文書の配付について御報告させていただきます。

現在議員への文書等の配付につきましては、先例により議員の承諾を得ているものに限るとさせていただいております。第18期の議員さんにおきましては、文書の配付について事前に各会派、無所属議員から了承を得て、全て配付しておりました。今期も各会派、無所属議員に了承をいただき、了承をいただいた会派、無所属議員に対しては文書を配付させていただきたいと存じます。議会運営委員会終了後、各会派、無所属議員に文書の配付の可否を伺いたいと存じます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

---

○委員長　次回は12月7日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時50分閉会